

【第9回日本伝道協議会主題講演2】

信仰告白と伝道

—— 豊かなる合同教団を目指して ——

芳 賀 力

序

「キリストの恵みへ招いてくださった方から、あなたがたがこんなにも早く離れて、ほかの福音に乗り換えようとしていることに、わたしはあきれ果てています」（ガラテヤ1:6）。そうパウロは嘆く。使徒は、「徹底的に神の教会を迫害し」（1:13）てきた自分に対して天から啓示された福音から離れない。啓示された福音。それは「十字架につけられた姿ではっきり示された」（3:1）イエス・キリストにほかならない。「この世の論客」（Iコリント1:20）にとって十字架は愚かな躓きであり続けるが、我々の教会は再びこの十字架の愚かさに徹して立つ決意を持たなければならない。

I 現代にとっての信仰告白的事態 (status confessionis) とは何か

(1) 1945年からほぼ四半世紀 (1945-1967), 教団は諸教派の伝統を合わせ持って出発した合同教会として、使徒的教会の公同性を志向すべく、その実質化を課題として歩んできた。しかしその後の四半世紀以上にわたる混乱 (1968-1998) は、もっぱら教会の社会的責任を激しく問い詰める問いの中に、教会の固有な使命を問う問いを埋没させ、伝道への精神的意欲、また時間的、人的、財政的エネルギーをそぎ取ってきた。その底流には深刻な福音理解の違いが介在している。

(2) 我々が聖書から学び取るものは何か。社会的不正と戦い、人権を奪われた人々の友となり、その優しさに殉じた人間イエスか、それとも、こうした人々をも含めて神なき罪人のために呪いの木にかけられた神の子メシア(キリスト)なるイエスなのか。

そこには、① 最もラディカルな「神なきイエス教」の立場

② そこまではいかないが「十字架(贖罪論)なきイエス教」(有神論的ヒューマニズム、一種の社会的神の国運動)の立場

そして、③ 「十字架と復活に基づく救済論的キリスト教」

という福音理解の違いがある。

①や②の立場が果たして聖書解釈としてどこまで妥当なものなのかが改めて問われなければならない。

[新約聖書の中に、復活前のイエスの宣べ伝えた終末論的救済論と、復活後の原始教団(パウロ)の展開した贖罪論的救済論という二つの救済論があると見る見解に対して、以下に両者の連続を試論した。『物語る教会の神学』(教文館、1997年)127頁以下、特に137頁以下参照]。

(3) ①や②の立場にあっては、今日の教会の信仰告白的事態とはもっぱら社会悪の糾弾であり、人権問題の政治的解決である。しかし我々は③の線上において、社会的不正の指摘や人権問題への配慮(Wohl)をも視野に入れつつ、なお人間存在の根本的な救済(Heil)こそ、究極的な信仰告白的事態であると確信する。それは、どんな時代でも変わらない、常に第一級の緊急性を帯びたものであり続ける。時のしるしとは一過性の一時的なものではなく、すぐれて終末論的な認識だからである(マタイ16:3)。換言すれば、伝道を第二義的なものにして平気でいられる我々の教会の現状こそ、憂いをもって対処すべき信仰告白的事態なのである。

(4) 戦責告白を基本信条に代わるものとして掲げるわけにはいかない。もしも福音理解に一致があり、神奉仕から社会奉仕へという順序が全教会において

正しく踏まえらるるなら、過去の軍国主義への歩みと今後の平和への希求を反省的、建設的に追求する道は備えられるであろう。しかしこれまで福音理解が混乱している時期にあつては、基本信条をラディカルに否定する立場によってこれが利用され、教会の生命線が崩される可能性があつた。その点で教会は、動機の善からだけで動く「心情倫理」においてではなく、結果に対して責任を負う「責任倫理」(M. Weber)において行動しなければならない。

II なぜ教会が存在するのか

(1) 教会は「神が御子の血であがない取られた神の教会」(使徒行伝20:28[口語訳])であり、すべてのものをキリストにおいて満たすために世界の中に置かれた神の「秘められた計画」(エフェソ1:9)である。それ故に教会は確かに自己目的的に存在するのではなく、世のために存在する。従って教会は確かに世へと派遣される。しかしそれは世がキリストにあつて救われるためであり、教会が派遣されるのはまず第一義的に伝道するために他ならない。

(2) この世には虚無的な力が残存する。悪と罪と死である。伝道とはこの虚無的な力に対するキリストにおける神の勝利を告げ知らせ、この神の勝利の歴史に、失われた人間を参与させることである。

[悪と罪と死という虚無的なものの残存とその区別については『自然、歴史そして神義論』(日本基督教団出版局、1991年)169頁以下、義認論と贖罪論の関連については264頁以下、また終末論的神義論の展開については292頁以下参照]。

これまでの四半世紀、歴史の中の悪に対処するに熱心なあまり、罪と死の問題を古き神学問題としてどこかに置き忘れてきたとすれば、虚無的な力を侮ることになる。罪と死の問題を悪の問題に解消することはできないし、罪の問題まで見据えることなしには、人間と社会の中の悪の問題は解決しない。

(3) 今日「人権の神学」を打ち立てることはきわめて重要な神学的課題であ

る。しかしそれは「救済の神学」を土台としており、決して救済概念の世俗化に妥協する仕方で行われてはならない。

[救済概念の世俗化という問題性については『救済の物語』（日本基督教団出版局、1997年）14-17頁参照]。

その場合、伝統的な救済論が現代人に生きた言葉として届くように、様々な形で新しく発音され直す必要がある。信仰告白もまた「人権宣言」ではなく、人間存在をトータルに救済する三位一体の「神への告白」である。

(4) 超越の次元を失ったキリスト教は世の「光」であることを止めた教会、すなわち光を失った灯台にすぎない。それでは派遣もまた派遣ではなくなり、塩もまた味を失う。

(5) 超越の次元を失っているが故に、 sacrament は失効する。なぜいつのまにか「洗礼から聖餐へ」ではなくなり、「聖餐から洗礼へでもよいし、聖餐でも洗礼でもよいし、それ故何でもよく、なくてもよい」という事態が生じてしまったのか。神の恵みを伝達する聖なる sacrament が sacrament でなくなったからである。神の聖餐は人間の愛餐となり、生まれ変わりの洗礼は単なる社交団体へのメンバー登録となる。何でもよいものはやがて、なくてもよいものになり果てる。

III 告白する教会の権威

(1) 教会の信仰告白に権威が帰せられねばならない。公同教会の信仰告白は個々人の告白と個々の教会の告白を養い育て、導き、強化し、豊かにし、誤りと逸脱から引き戻し、信仰を公同的なものにする。そのようなものとして信仰告白は規範と拘束性を持っていることが認められなければならない。

(2) 教会の信仰告白が軽んじられる結果、聖書解釈に途方もない恣意性が現れ、聖書の正典性があやふやにされつつある。

(3) 聖書が信仰と生活の規範たる正典として読まれなくなったという事態は、救済論的な権威の失墜が起こっているということと関わりがある。その意味でイエスをキリスト（救済者）と告白する「教会」という場が、もう一度不可欠な解釈原理として、聖書解釈学の一行程にきちんと取り戻されなければならない。

[ブラーテン／ジェンソン『聖書を取り戻す』（教文館、1998年）参照]。

IV 個性豊かな公同教会を目指して

(1) 「わが国における三十余派の福音主義教会およびその他の伝統をもつ教会は、……おのおのその歴史的特質を尊重しつつ聖なる公同教会の交わりに入るに至った」（日本基督教団教憲）。これが教憲に明記されている私たちの教会である。この一文に刻印された史実的自己規定から遊離して合同教団論を始めることはできない。

公同教会の交わりに連なる教会であることを標榜するということは、プロテスタントの合同教団である私たちの教会が、その歴史的限定を自覚しながら、なお普遍的公同の教会性を志向する歩みの中に自らの進むべき道を見出しているということである。ところでこの公同教会とは、肢体の多様な賜物と個性を包容しつつ、聖霊による一致において世界を包括している見えざるキリストの身体のことである。それ故合同教団において求められていることは、この賜物の豊かさを損なう没個性の全体主義的画一化ではない。一人なるキリストの豊かさを体現している一致の喜びである。私たちの日本基督教団には幸いなことにこの豊かな歴史的諸伝統の一端が注ぎ込んでいる。

(2) ここで改めて確認されなければならないことは、このような教派的諸伝統の位置づけである。教派（デノミネーション）とは決して分派（セクト）のことではない。分派類型は救済財を提供する制度としての教会類型に反対し、その外に出て独立した自主組織を形成しようとする。

[教会、分派、神秘主義の三類型の定義については、E・トレルチ『社会教

説「結語」』（拙訳『トレルチ著作集』第9巻，ヨルダン社，1985年）185-196頁参照]。

しかし教派は教会の内部における教会形成的個性として位置づけられるべきである。公同教会はキリスト告白の絶対的一致に基づく教会形成的個性の豊かさにおいて成立するものであって，画一的全体主義とは自ずから一線を画すものである。

(3) しかしこの教会形成的個性は，相互規制と相互補完の原理において（後述）公同の教会の豊かさに仕えるものであることも忘れてはならない。そこで形成されるべき教会とは普遍的公同の教会であって，教会の公同性に資することのない，自家宗旨を絶対として他を排する教派主義は分派主義に陥ると断ぜざるをえない。それ故私たちは次のような思考過程を狭き門としてくぐらねばならない。

- ① 教派的伝統をタブー視しない。
- ② しかし排他的教派主義は一度捨てなければならない。
- ③ その上で教会史的伝統から学び続け，相互に良財を提供し合わねばならない。

(4) ここに言う教会形成的個性とは，教会を形成して行く際にどうしても必要な具体的プログラムのことである。ごく具体的な事柄を想定している。例えば教団にあって「役員」の選出は当たり障りのない形式的な規定を越え出ることはない。キリストの教会で重要な決定を行う手続きも，教会でなくてもどこでも行われている民主主義的な会議制に基づくものにすぎず，一般常識の域を出るものではない。私の牧会している教会では長老制度を教会の秩序形成に取り入れているが，では役員を「長老」として選出し，長老として訓練するにはどうしたらよいのか。会議のあり方をキリストを主権とした長老たちの会議と

するためにはどうしたらよいのか。教会形成に良きエルダーシップを発揮させるシステムをどのように定着させたらよいのか。こういった具体的各論をただちに合同教団に期待することには初めから限界がある。最大公約数的な大同小異の教会論的枠組みではどうしても隔靴搔痒の域を出られない。しかも一般論ではなく、まさにこうした局面で立ち現れてくる問題こそ、教会形成にとって切実な根本問題なのである。それ故こういった諸点で我々が、ジュネーヴやスコットランド、オランダやスイスの改革者たちの教会形成論に学びたいと願うことは、教会形成の根幹に関わる不可欠な作業として、尊重されるべき事柄である。そこで微に入り細をうがう議論を求めることは、決して閉鎖的な分派活動を意味するのではなく、むしろこの合同教団の中であって許される自己形成の具体化であり、そのような教会形成のあり方を公同教会のために差し出すことが、ひいては全体教会の益につながると確信する。

(5) もちろんあくまでも公同教会を目指す路線の上での自己形成である。従って当然そこにはエキュメニカルな方向へと向かう視座を持つことが求められる。しかしそれは無（脱）教派主義ないし超教派主義とは異なる。教派的伝統を無視し否定することは観念論的エキュメニズムである。人工的なエスペ란ト語が世界の共通語になりえないように、歴史的教会という場を離れてはエキュメニズムはロマン主義的理想主義に終わる。私たちはあくまでも歴史的教会から抽象された議論を展開すべきではない。その意味では対話の相手としてのカトリック教会もまた歴史的教会としての一教派なのである。

(6) 公同教会に連なろうとするならば、少なくともそこに属するすべての教会が、普遍公同的なキリスト信仰を共有していることが最小限必要となる。残念ながら教団は成立してから10年余りの間信仰告白を持たなかった。成文信条をもって各個の教会を拘束することに違和感を覚えるノン・クリーダル・チャーチや信仰告白の主体はあくまで各個教会にあり、全体教会の信条はその最大公約数的象徴にすぎないと見なす会衆派的伝統が教団の諸伝統の中に包含され

ていたからである。1954年に初めて持つに至る背景として、クリーダル・チャーチ（全体教会の成文信条を規範として重んじる教会）の側の強い要望があったことは、その直前に会派問題が起こり、旧日本基督教会の離脱が起こったことからして明瞭である。これ以上の離脱を食い止めようとする動機がそこに働いたのは自然である。1951年日本基督教会の離脱理由には、「使徒信条を告白するだけでは福音主義の信仰告白になっていない、拘束力のある福音的信仰告白をもたない教団は教会ではない、ということが強く主張された」ことが含まれている。

〔日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編『日本基督教団史資料集・第3巻』日本基督教団出版局，1998年，144頁参照。〕

「本教団の信仰告白は、……基本信条および『福音的信仰告白』に準拠して」と教憲第2条にうたわれる通り、その中には福音的な諸信仰告白の歴史的な流れが注ぎ込んでいる。従って現教団告白を重んじるということの中には、そこに流れ込んでいる基本信条および福音的諸信条の内容をも重んじるということになる。しかし歴史的事情として制定の経緯は、信仰告白の自主性を主張する立場とあくまでもその拘束性を重んじたい立場との調停において成立したという事実がある。多くの会衆派教会ならびにノン・クリーダル教会は、信仰告白の拘束性を各教会の判断に委ねるという仕方で受けとめた。それ故もし1954年の告白を拘束性を伴わせて表明することを願う諸教会が、たとえばそれまで属してきた伝統として信仰告白の拘束性を重視してきた1890年の告白の精神に基づいてこれを告白することを願ったとすれば、そのことは、教団の信仰告白を真剣に重んじる一つの正当な道であるということが公に認められてよい。この道を遮断するなら、いつしか教団は、かつて信仰告白の規範・拘束性を巡る真剣な論議があったことをすら、いともたやすく忘却してしまうことであろう。

我々を一つにしているこの教団の信仰告白をより明瞭に内実化する努力の一環として、その他の教派的伝統に基づく信条を併せて重んじる権利も認められてよい。教団の告白は、各教派的伝統の特色を抹消する方向に働くのではなく、むしろそれらを包んで豊かに生かすはずのものである。「今回制定せられる信仰

告白は教団の信仰告白である。教団はこの信仰告白を教団として告白する。各個教会も信徒も教団に属するものとしては、この信仰告白を告白する。従ってこの信仰告白と矛盾するものは、各個教会も信徒も告白することは出来ない。しかしこの信仰告白と矛盾しない限りでは、各個教会も信徒も従来の歴史的伝統ある信仰を告白することが許される」(先に指摘した教憲第2条に基づく、信仰告白制定特別委員会石原謙委員長の報告書、前掲書172頁)。但し、教団の告白において我々は完全に一致していなければならない。この告白に内容的に賛同しない教会は、教団を出ていかなければならない。

(7) 合同教団の中であって様々な教会史的諸伝統との接触は、自家伝統を沈滞させることなく、たえず刷新していく刺激ともなる。他の良き伝統に学ぶことで自らが変わることを恐れてはならず、しかも譲り得ないところを明確にすることでかえって自らのアイデンティティーの鮮明化につながるのである。思想の党派性のレベルは必ず訪れてくる。その時これをいかに突破するかで思想の質が決まる。越え出たその先に初めて、普遍を宿した歴史的個性としての、窓の開いたモナド（トレルチ）がある。

V ではどのような再結集が可能か。

(1) 近い将来に教団の法的な離合集散が起こるならば、それはそれで賢明な熟慮と良き決断をもって臨めばよいと思う。しかしそのような段階に至らない場合でも、問題は現行信仰告白の規範性をもとに、どこまで外的、法的(*de jure*)な教団の内部で、内的、事實的(*de facto*)な再結集ができるかということである。その内的、事實的な再結集には、第一次的再結集と第二次的自己形成が考えられる。

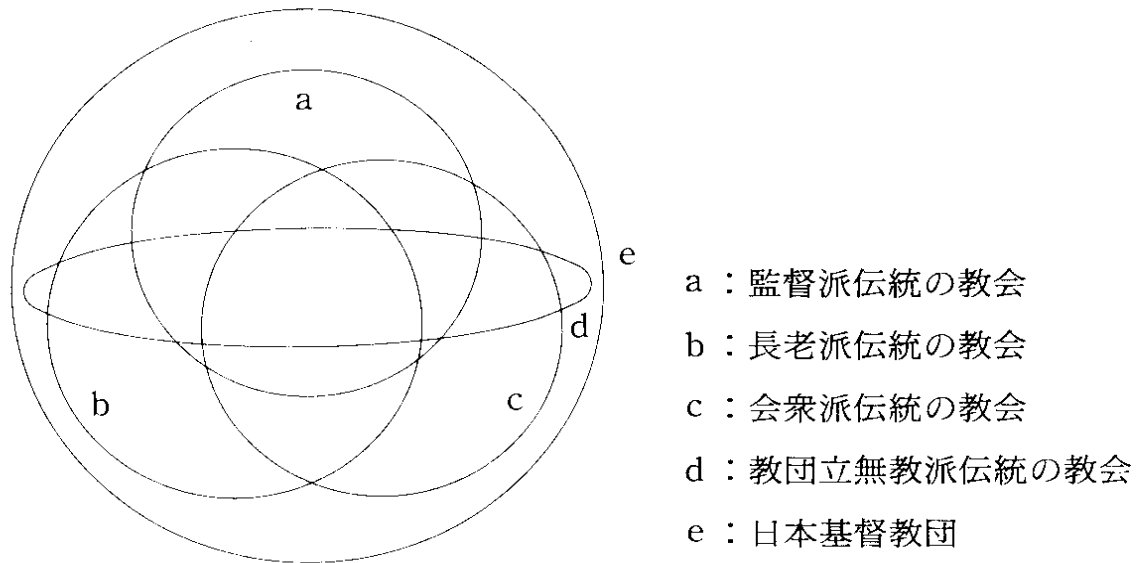
- ① 第一次的再結集においては、排他的戦責告白路線と基本信条尊重路線とで線が引かれうる

[ここに言う排他的戦責告白路線とは、基本信条は現代の教会の信仰告白としてはもう古いとし、それに替えて戦責告白をもって洗礼を施し、転入試問をするラディカルな立場を言う。繰り返せば、戦責問題はアジアの中にある我々の教会と社会にとって不可欠である。今後は、基本信条に対して教団に属する全教会がアーメンと唱えられることを前提に、福音主義教会の根幹を揺るがせることなく、戦争責任を担う新しい道を模索してゆくべきである。]

- ② 第二次的自己形成においては、公同性に資する限りにおいて、教会形成的個性に基づく、大味でない、より緻密な教会形成が許される。

[第8回松永希久夫学長講演で示されたクリーダル・チャーチとノンクリーダル・チャーチとの新二部制という発案もこれに近いと推断される。拙論の場合は、もはやそれほど明確ではないにしてもなお教会の体質として監督派的、長老派的、会衆派的諸伝統を残すものを中心に、比較的自由的な教団成立以降の無教派型教会を加えて、教団の内部で第二次的自己形成の流動的な離合集散を考えている。次頁図解参照。]

合同教団の再編後の見取り図



- (注) (1) a b c は共にその中心部分を共有している。それが中心的基軸としての教団信仰告白における一致である。それより外側の部分、互いに重ならない所にそれぞれの教会形成的個性がある。
- (2) d は本来図形には描けない未定型の性格を持ち、ある部分では a b c と交錯し、ある部分では交錯せず、特に原則を持たない。
- (3) 全体の外郭 e が教会法としての教憲・教規を持った日本基督教団である。そして全体を普遍的公同教会の基本信条が包んでいる。

(2) 自分の教会は教団が成立して以降に誕生した教会で、旧教派の伝統を持っていない、そういう場合はどうするのかという問題がある。しかし教団立の教会も決して未定型、無伝統ではありえず、教會的権能の担い方において教會史的伝統のどこかにその都度リンクしているのである。ただそのリンクの仕方が無自覚で一貫性がない、時には無節操だというだけのことである。そうであるなら、今の時点でより自覚的に教會形成の方向を選び取ればよいのである。同じことは旧教派的伝統が各個教會の歴史的系譜としては存在するが、今はもう名ばかりであるという場合にも当てはまる。もしそこでかつての伝統と異なるものを教會形成的個性として尊重したいということであれば、それはそれでよいのである。そのことを通して伝統は常に吟味され、問い直され、死せる伝統は消え、生ける伝統だけが残るであろう。過去は不問に付して将来へと向か

う。自己変革を恐れず、開かれた対話の中で自己形成に努める。そこに私たちの進むべき道がある。

VI 個性集団としての開花

(1) 少年の心の闇、青年の心の病、中年クライシス、老年の孤独、他人への社会的信頼の崩れ等、現代社会の抱えた人間を巡る危機的状况は深刻である。教会は神の救済の歴史こそが救いと癒しをもたらす力であることを新しい思いを込めて語らなければならない。

(2) 戦後の個人主義的大衆消費社会の中で、良き選択を共有する共同体として教会が形成されなければならない。教会もまたディアスポラ（離散の民）である。それは多元的社会の中にあって少数ながら神の国を指し示す個性集団として存在する。現代の危機的諸問題に対し、教会はただ一般的な人道主義の立場からではなく、「特にキリスト教的なるもの」をもって明確な方向と線を提示する責務がある。

(3) 教会は特にキリスト教的なるものを神の歴史として物語る。この共同体の語りの中で、悩める個々人のヒストリー（個人史のストーリー）が、神のヒストリー（神のストーリー）に参加するものとして、静かなる変革を経験し始める。

（本稿は、1998年6月8日に行われた第9回日本伝道協議会での主題講演を書き改めたものである。）